

# 一関市縁結び支援会員登録規約

## 第1条（目的）

本規約は、一関市縁結び支援事業の利用に関し、必要な事項を定める。

## 第2条（会員）

会員は、結婚を希望し、自ら結婚に向けた活動に取り組まれている18歳以上の独身の者とする。

## 第3条（会員登録）

会員登録は、希望する本人が行うこととする。

なお、手続きの際は、本規約及び「一関市縁結び支援会員向けルール」に記載された事項に同意したうえで会員登録申込書を記載し、身分を証明できる書類（免許証やマイナンバーカード等）の写しとあわせて、市に提出すること。

## 第4条（会員情報の変更）

会員は、登録情報の一部又は全部に変更が生じた場合には、速やかに市まで連絡すること。

## 第5条（会員登録の抹消）

市は、会員が以下のいずれかに該当した場合には会員登録を抹消することとする。

- (1) 本規約に同意できない場合、または違反した行為があった場合
- (2) 虚偽の個人データの申告により登録し、または登録しようとした場合
- (3) 会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり会員への連絡が不能と判断した場合
- (4) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当する場合
- (5) その他会員として不適当と市が判断した場合

## 第6条（会費）

会費は、無料とする。

ただし、お見合いの飲食や会場費などに要した費用については、自己で負担するものとする。

## 第7条（登録期間）

登録期間は、登録した日が属する年度の3月31日までとし、これを経過した時点で自動的に退会とする。

## 第8条（個人情報の取扱）

市は、会員登録及び縁結び支援員との相談や面談等で得た個人情報については、当該事業の運営管理以外の目的で利用しない。